

## 育児休業取得予定証明書

## 【申請者記入欄】

児童	施設名		
	児童名		
	児童 生年月日	年 月 日	年 月 日

## 【事業所記入欄】

育児休業取得者名	
勤務形態	該当する□に✓点を付けてください。 □正社員 □契約（派遣）社員□パート □その他（ ）
育児休業期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 （注1） 延長【可 ・ 不可】 短縮【可 ・ 不可】
雇用契約期間 (期間の定めがある場合)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 更新予定【有・無】
復帰予定日	年 月 日
※当社は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等に基づいた育児休業制度を有し、上記の事項について、事実と違いのないことを証明します。  年 月 日 事業所名 代表者名 所在地 電話番号 記入者	

- ※ 分娩予定日を基準に育児休業日の予定を記してください。
- ※ この証明書に親子手帳の写し（保護者名が記されたページと分娩予定日が記されたページ）を添付して提出してください。
- ※ 両親共に取得の場合は両親とも必要です。（添付書類は1部）
- ※ ここでいう育児休業とは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等に基づくものです。
- ※ 証明書の内容について就労先事業所等に無断で作成し又は改変を行ったときには刑法上の罪に問われる場合があります。

(注1) 産前産後休暇は含みません。  
産前休暇：出産するまでの休暇・産後休暇：産後8週間(原則)

## 育児休業中の継続利用に関すること

### 【条件】

- ・ 保育所等に入所していること。
- ・ 雇用先の育児休業制度（育児休業制度がない場合は利用できません）を利用して休業すること。
- ・ 育児休業を利用した雇用先に必ず復帰すること（育児休業中に退職するとその月末に退所となります）
- ・ 保育料に滞納がないこと。
- ・ 必要書類を期日までに提出されること。

### 【制限】

- ・ 支給認定は保育短時間になります。  
育児休業開始日の翌月から保育短時間になります。（育児休業開始日が1日の場合は該当月から）
- ・ 延長保育・土曜保育・警報等の発令時・在籍園が指定した日は利用できません。
- ・ 保育料の滞納が発生した場合は、その月末で退所となります。

### 【継続利用期間】

- ・ 育児休業が終了する月の末日までで、育児休業に係る子どもが満1歳になる月の末日まで。